

鹿児島県の老人問題

嘉 野 優

はじめに

戦前（昭和10年～11年）のわが国では、日本人の平均寿命は男女とも50才を下廻っていた（男46.92才・女49.63才）。同じく65才に達する人の割合は、男女平均で40%（男36%・女44%）にすぎなかった。⁽¹⁾また国勢調査統計などによっても、第1回国調の大正9年（1920年）から戦後の昭和30年までの35年間は、60才以上または65才以上の老令人口の総人口にしめる比率は、それぞれ8%前後および5%と、ほぼ安定していた。

このようにわが国の老令人口は、平均寿命において、またその人口比において、まだ低かった。さらにその上に、戦前にあっては、老人問題が「問題」化されるのが阻止されるしくみにもなっていた。それは、基本的には当時の政治・経済・社会の体制が日本独特のものであったからである。記述をかんたんに進めるため、一つとりあげると「家」制度がある。直系家族の家督相続制のもとでは、家産をつぐ長男が当然のこととして、親の老後に全責任をおい、親は「家」の後つぎと同居して老後の生存が私的に保障されるというしくみによって、日本人の生活サイクルはなりたっていたのである。「家」を軸にした、この強固な建前にもとづくサイクルが動揺しないかぎり、たとえば公的年金への期待など容易に生じてくる筈もなかった。たとえ「問題」となっても、身寄りもないような特別の老人を、せいぜい救貧施設に収容することで足りたのである。

戦後になって状況は大きく変化する。老令人口に関してだけ云えば、平均寿命と人口比率において、周知のとおり昭和30年（1955年）以降これが急速に上昇しはじめる。そしてここで注目しなければならないことは、この急上昇期が、たまたま「高度経済成長」政策の開始時期とほぼ重なり合って進んだことである。わが国の老人たちの中には、長期の戦争とそれに続く敗戦という、生存そのものにかかわる苦難と激動に遭遇したあと、ふたたび「成長」時代における生活様式と生活環境条件の、これまた急激な変化という第二の変動に遭遇した人達が多くいたことを指摘しないわけにいかない。この二つの歴史的な遭遇には、もちろん違いはあった。一つは、物資をはじめとする生存条件そのものの極度の欠乏であり、もう一つはこれらの生存的欠乏条件を、「成長」政策などによって急角度と急速度で消去していく過程で、適応力が身心ともに弱い老人たちが遭遇し、それへの対処を強いられた生活・環境条件の悪化を伴った急変である。比較的静穏な生

活環境がふさわしい老人たちにとっては、これもまた見逃がせない衝撃であったに違いない。

そのかん、昭和38年に「老人福祉法」という、あまり中味のない法律が施行の運びになり、⁽²⁾ またあの「朝日訴訟事件」はじめ広汎な福祉要求運動によって一定の前進と成果があったとはいえ、経済的効率を至上命題としたこの時代にあつては、労働力として直接魅力のない老人たちの問題は、全体として後廻しにされがちであつたし、老人の福祉や生活権という曇りのない視点は、掻き消されがちであつた。⁽³⁾

しかし「高度成長」は、物価上昇や産業構造のゆがみ、食糧・エネルギー問題や過密・過疎問題、公害や環境破壊などさまざまな危機を生みだしながら、70年代にはいつて破綻していく。そして、こんにち「低成長」下の不況とインフレのもとで、「見直し」という名目での福祉切りくづしの風向きが強まろうとしている。この小論は、「成長」時代以降の鹿児島県における老年人口の状況推移を、その背景をふまえながら全国のそれと対比しつつ振り返り、本県のおかれた老人問題を、老人福祉の立ち場から考えようとするものである。さいわい最近、鹿児島県が実施した「社会福祉総合調査」の統計的な結果報告の発表もあつたので、これも利用しながらこの問題に少しでも接近していきたいと考える。

(1) 厚生省統計調査および講座「日本の老人」第3巻 垣内出版 P44

(2) この法案要綱の諮問をうけた社会保障制度審議会の厚生大臣あて答申は、この法案が「現下喫緊の要務である」分野に重点をおく意欲を示したことを「了承」しながらも、「老人福祉対策の方向づけとする点からみて、その総合的対策としては積極的・具体的施策に乏しいうらみがある」と、端的に本法の性格内容を述べている。

(3) 兵庫県出身の当時の現職労働大臣が、としをとって「養老院にいくが如きは、下の下である。実際、だんだんそんな人がふえてきた。云々」と暴言を吐いたことが、新聞に報道され人々を啞然とさせるのは、1972年の早春、成人式に招かれた会場での挨拶であつた。

〔一〕

I わが国の老年人口（65才以上）の全人口にしめる比率は、1950年の4.9%が、25年後の1975年には7.9%に達した。この数値は、1970年現在でのオーストリー（14.01%）、スウェーデン（13.4%）をはじめ、ベルギー・イギリス・フランスなど13%に近い諸国にくらべると、なお相当の開きがある。⁽¹⁾しかし、諸外国にその例のない、ここ20年ぐらゐの間の急速なテンポからすれば、21世紀に入ったころのわが国の老年人口の比率は、16%台に達することが予測されている（「厚生白書」昭和51年版）。

さて、本県と全国の老年人口比率の推移は第1表に示す通りである。各都道府県ごとの人口に対する老年人口の割合で、全国平均（昭50年）の7.9%を下廻るのは、大都市をもつ都府県や北日本に比較的に多く、逆に中国・四国・九州など西日本では高くなっている。そこで、比率の高い県をみると、高知県の12.4%を筆頭に島根・岐阜・鹿児島県などつつづく。本県は、

嘉野：鹿児島県の老人問題

沖縄県を含む九州各県の中でも群を抜いている。

第1表 老年人口(65才以上)比率の推移(%)

区 分	昭35年	40年	45年	50年
本 県	7.1	8.5	10.1	11.6
全 国	5.5	6.2	7.1	7.9

「昭51年度 鹿児島県政資料」

しかし、さらにいくつかの角度からみた本県の実態を要約しておこう。(イ)都道府県別の65才以上の高令者のみの普通世帯数(1人ぐらし老人世帯を除く)では、本県は約5万3,800世帯で東京都・大阪府などの大都府について全国3位をしめている。(ロ)同じく、都道府県別の普通世帯総数に対する高令者のみの普通世帯(1人ぐらし世帯を除く)の割合になると、本県は10.0%と全国1位になる。老年人口比率で最高だった高知県が、この比率では7%と大きな差でつづき、あと高い県で6%台となっている。⁽²⁾つまり、本県は老令核家族的世帯の割合が、群をぬいているわけである。このことは、日常的な生活遂行能力の不如意を含めて、一般に生活的に弱い世帯が非常に高い割合をしめていることを意味する。(ハ)昭和45年国勢調査結果によると、「独りぐらし老人世帯」率は全国最高であり、同じく生活的に弱い母子世帯率、身体障害者率でも全国最高となっている。(ニ)過去25年間の本県の老年人口比率の推移と、全国のそれとを比較した第一表で直ちに気付くことは、本県は全国平均よりも10年もしくはそれ以上も先行して進んできたことである。つまり、昭和45年の全国平均は、本県では既に10年前の数値であり、また昭和50年の全国平均(7.9%)を、本県ではその10年前に大きく上廻っている。15年間の比率の伸びを、5年ごとの伸び率でみても、全国の場合が0.7%~0.9%であるのに対して、本県の伸びは1.4%~1.6%の伸び率を示している。(ホ)老年人口指数においても、第2表に示すとおり全国平均を上廻っており、この指数では全国平均を、ほぼ20年先行するかたちをとっていることが分る。

第2表 老年人口指数(%)の推移

区 分	昭35年	40年	45年	50年	60年
本 県	12.8	14.3	16.1	17.8	21.2
全 国	8.9	9.2	10.3	11.7	14.5

「厚生白書」昭51年版および鹿児島県「民生労働行政のあらまし」

より作製。昭和60年は推計。

(註) 老年人口指数 = (65才以上人口 ÷ 15才~64才人口) × 100

II さて、鹿児島県における老年人口に関する状況は、先述のとおり「成長」期を背景に進行し、一面それに促されたものでもあった。そのてん、全国的に同じ条件下におかれていたとみてよ

い。しかし、老人問題については、本県はこの時期の政策的影響を、まともに受けたことは争えない。というのは、「成長」期下に多大の犠牲をしいられたのが、農漁業や中小企業など、その政策上あきらかに従属的地位におかれた産業部門であり、本県がこうした部門を非常に多くかかえていたからである。これらの産業部門では、「基本法」の制定などをおして、その部門の産業従事者の保護というよりは、むしろ小規模経営を排除する選別的な構造改善政策に重点がおかれ、排除選別ではじき出された「余剰」労働力は他部門へと流されていった。⁽³⁾とくに農業においては、'60年代以降の国外農産物の流入などと相俟って、一部上層農の高上に対する広汎な層の脱農、兼業化や出稼ぎなど農民層分解を激化させつつ、農業の相対的比重の低下が顕著なかたちで現われる。⁽⁴⁾

(1) そこで本県の老人問題を考えるさいの、いわばその背景として、本県の農業についてかんたんにみることにする。

県の農家戸数は、1950年代以降の10年間ぐらいは横ばい状態（大体25万戸前後）が続くが、それが'60年代以降の10年間に20%近く減少する。これと歩調を合わせるかのように、県の人口もこの10年間に約12%がた減少し、県の過疎地域市町村人口にいたっては、23.5%の減少と最高の人口減を記録する。⁽⁵⁾それでも農家率については、1965年で半分を少し上廻っていたのが、'70年に至り漸く半分を割る(44.3%)。このことは全国の農家率が'70年での19.2%という数字に比較するとき、本県の農家率の相対的な高さを端的に示すものである。と同時に、農家経済の面からするどの所得数値をとってみても、最下位に近いところに位置するのを考えると、本県農家人口の広汎な貧しさをも示す数値でもある。⁽⁶⁾

つぎに第3表によって、激動の10数年間の「全国」と「鹿児島」の農民層の分解の様子を、対比しながらみてみよう。(イ)「全国」の場合、昭和35年(1960年)で農家三類型の比率がほ

第3表 専業兼業別農家戸数の推移(構成比)

区 分	専 業	第1種兼業	第2種兼業	計(%)	
昭35年	全 国	34.3	33.6	32.1	100
	本 県	47	28	25	100
40年	全 国	21.5	36.8	41.7	100
	本 県	33.7	30.4	35.9	100
45年	全 国	15.6	33.7	50.7	100
	本 県	27.2	27.8	45.0	100
50年	全 国	12.4	25.4	62.2	100
	本 県	24.9	23.8	51.3	100

日本社会学会編集委員会「現代社会学」および「鹿児島県農林水産統計年報」より作製

嘉野：鹿児島県の老人問題

ぼ平均して横に並ぶ（この年に、農家所得にしめる農業所得の割合が、半分を少し割るに至る）。注目されるのは、昭和35年から10年間の動きである。専業農家は、この間に半分以下の激減であり、逆に2種兼業の激増になって現われ、これだけで全農家の半ばをしめるに至っている。（ロ）鹿児島県の場合、農家三類型の比率が30%台の線に並ぶのが、また第2種兼業が半数を越えるのも、「全国」にくらべて5年おくれて統計にあらわれてくる。なお、「全国」ほどでないにしても、「成長」期の同じ10年間での専業農家の減少と第2種兼業の増加が目立つ。それにも拘らず、昭和50年で「全国」の2倍の比率を専業農家で保っている。

いづれにしても、本県農業は過去の変動のなかでも、全国および九州におけるその農業の地位からも窺われるように、県民全体の産業生活形態のなかで大きな比重をしめてきたが、その場合の農家の大半が兼業であり、しかもその兼業の大半が雇用兼業でしめられてきた。この傾向はしだいに強まり、昭和50年では約15万戸の兼業農家のうち85%をしめるに至っている。そこで、第4表はその雇用兼業農家の兼業種別の動きをみたものである。出稼ぎ、人

第4表 鹿児島県：雇用兼業農家の兼業種別農家数(構成比)

区 分	恒常的勤務	出稼ぎ、人夫・日雇	計
昭35年	58	42	100
40年	43	57	100
45年	41	59	100
50年	46	54	100

「鹿児島県農林水産統計年報」より作製

夫・日雇が半分以上をしめていることがわかる。恒常的勤務者をも含めたこれらの雇用兼業農家層の圧倒的大半が、「成長」期下の労働者階級の底辺層または農村半プロ層を形成してきたと考えてよい。⁽⁷⁾これらの層のうち「出稼ぎ」者についてふれると、全国で出稼ぎが数量的に把握できたもので、ピーク時の昭和40年で55万人という数字があるが、実態はおそらく100万に近かったとされている。そして九州は、東北に次いでおり、出稼ぎ期間も当時で5ヶ月以上が半数を越えている。⁽⁸⁾こうした長期化が、家庭生活に及ぼした影響も想像に難しく、その上に低賃金と不慣れ、苛酷な労働のもとでの健康破壊や傷害も伴ったであろう。

- (2) 本県の「出稼ぎ」の状況について、簡単にみてみよう。出稼ぎについての県の実態調査は、昭和42年から始められており、以降2年ごとに調査が実施されてきた。第5表がそれである（ただし46年までは農家だけを調査の対象）。

第5表 鹿兒島県：出稼ぎ者の推移(単位：戸・人)

区 分		世 帯 数	人 員
昭42年12月		13,293戸	13,570人
44年12月		19,034	19,388
46年12月		21,277	21,654
48年12月	農 家	15,287	15,493
	非 農 家	3,036	3,086
	計	18,323	18,579

県企画部統計課「鹿兒島県の出かせぎの実態」昭48より作製

(イ)表でみるかぎり、本県ではピーク時が46年になっており、その農家世帯数は当時の全農家戸数の9.4%にあっている。また4回の調査を通して、85%から92%の出稼ぎ者が世帯主である。(ロ)「出稼ぎの理由」を調査でみると、「生活費かせぎ」というのが、4回の調査の平均で61%と圧倒的に高く、つぎが「営農資金」の19.5%、「教育資金」の12.5%などの順となっている。この三つの出稼ぎの理由を合計すると、ほぼ90%に達する。「出稼ぎ」へと追いたてたものが、なんであったかが、そのまま伝えてくるおもしろい。

Ⅲ 本県における老人問題の背景をみるために、「成長」下の農家の様子をみたが、もう一つの背景として、これも全国的現象であったとしても、とくに産業吸収力の弱い県として過去10数年にわたる若年労働力の県外流出の状況をみないわけにいかない。そこで、昭和35年度から45年度卒業までの11年間の中学、高校卒業者の、大まかな県外就職状況を知るために、これを概数でもって示したのが第6表である。

第6表 鹿兒島県：中・高校卒業者の就職状況(単位：万人)

自昭35年 ～ 至45年	区 分	中 学 校	高 校	計
	卒業者総概数	53.4万人	26.7万人	80.1万人
	就職者総概数	17.9	18.6	36.5
	県外就職者総概数	14.6	12.4	27.0

鹿兒島県教育委員会学校教育課の統計資料より作製

これで見ると、中学卒の就職者の約82%、高校卒の就職者の約67%が県外就職者であったことがわかる。とくに中学卒という若年者の県外流出率の高いことが目立つ。中学・高校県外就職者合計が、この11年間で約27万人であるから、平均するならば、毎年約2万5千人近い若年労働力が県外に去ったことになる。卒業期の春には、集団就職のための臨時列車が編成され、行く子、見送る親たちで一種独特の雰囲気が出た。別のことで九州管内の国鉄駅の入場券発売枚

嘉野：鹿児島県の老人問題

数を調べたことがある。そのとき、鹿児島市内駅の人場券売出しが、九州で1, 2位を争っていることを知った。ここが始発駅であるとか、離島出身者などをふくめた風土的心理的要因などのほかに、駅頭での毎日のあの見送りも影響しているのだろうか、考えたことを思いだす。とにかく、高校卒の進学者が競って大都市を目指したことも考えると、郡部市部を問わずに青少年の流出があり、他方では「成長経済」下のさまざまな圧力のもとでは、暮していけない農村の世帯主や世帯員の流動が続いたのである。

IV さいごに本県の老人問題を考えるとき、これと切り離し得ない関係にある生活保護関係、およびそれと関連するいくつかの指標についても、ふれなければならない。

本県の保護率が、全国平均のほぼ2倍近く(昭50年)高いのはよく知られている。世帯で約2万2千世帯、人員で約4万人に達する。これら被保護世帯の世帯類型別の状況をみたのが第7表である。(イ)高令者世帯(男65才以上、女60才以上の者だけか、またはこれらの者に18才

第7表 鹿児島県：被保護世帯の世帯類型別状況(昭50年12月)

区 分	高令者世帯	傷病・傷患者世帯	母子世帯	そ の 他	計
世 帯 数	8,968	8,248	1,778	2,968	21,962
県 構 成 比	40.8	37.6	8.1	13.5	100
全国構成比	34.3	46.1	9.5	10.2	100

「厚生白書」昭51年版および鹿児島県「民生労働行政のあらまし」
昭51年から作製(全国構成比は昭50年平均)

未満の者が加わった場合の世帯を云う)が大きな比率をしめ、ついで傷病患者世帯の順となっている。高令者世帯の被保護の割合が、全国平均を大きく上廻っている。母子世帯をもふくめた、こうした社会的ハンディキャップをもつ階層が本県の場合で、被保護世帯全体の中で86.5%をしめている。これは、本県にかぎらず数年来の全国的な傾向でもあって、貧困階層のいわゆる構造的変化などといわれたものであり、しかも今後も進行することが予想されている。

(ロ)ここでもう一つ指摘したいことは、本県の「独りぐらし老人」の総数を約3万人とすると、そのうちの約7千人、すなわちおよそ4人のうち1人の割合で、「独りぐらし老人」が生活保護の適用を受けていることである。ついでに、生活保護率(=人口1,000対被保護実人員)と次の各指標との相関関係についてふれておく。まづ、保健水準——その目安の一つとなる「乳児死亡率」との相関係数は、さいきん上昇傾向を示していると云われる。その他、「老年人口指数」「年少人口指数」「高令者世帯率」「母子世帯率」「身体障害者率」などの諸指標の、生活保護率との相関は以前は低かったが、これもさいきん急激に上昇してきたとされている。⁽⁹⁾

(ハ)そこで、本県の場合のそれぞれの指標についてみよう。(イ)乳児死亡率(昭50年)は、全国平均が10.0(対出生1,000人)に対して、本県は13.0(ほかに岩手、福島、熊本の各県が13.0台)と高い。⁽¹⁰⁾

(ii)昭和45年現在の資料でみると、老年人口指数は全国3位、年少人口指数が全国2位と高く、高令単独世帯率、母子世帯率および身体障害者率ともすべて全国1位となっている。⁽¹¹⁾——これら各指数のうち、老年人口指数と年少人口指数(この両指数を合算したものが従属人口指数)は被扶養人口の扶養人口に対する相対的水準を示し、高令単独世帯率以下の諸指標は、その地域における生活力の弱い階層の相対的な割合を示すものと考えられている。このほか、就業状態の不安定もしくは不完全をあらわす指標などとの相関が高いことは当然である。いづれにしても、老人問題を社会福祉または社会保障の立ち場から考えるにあたっては、生活保護関係の問題も現実のさし違った問題となっているのである。

(註) 年少人口指数 = (0才~14才人口 ÷ 15才~64才人口) × 100

身体障害者率 = (身体障害者手帳交付台帳登載数 ÷ 人口) × 100

高令単独世帯率以下の各世帯率は、それぞれが普通世帯総数にしめる割合。

(1) 厚生省社会局・児童局編「社会福祉行政読本」P 120

(2) 数値はいづれも、「昭和50年国調全国速報集計結果」による。

出所:「日本福祉年鑑」昭和52年版

(3) 渡辺洋三他編「現代日本法史」岩波書店 P 127-29

(4) 川上正道「戦後日本経済図説」新日本出版社 その他

(5) 「昭和51年度鹿児島県政資料」P 34

なお、本県の人口減傾向は、昭和45年をピークに鈍化し、昭和48年以降は横ばい状態に入り、今後は微増へ向うと予想されている。

(6) 県農政部「鹿児島県農業要覧」1973

(7) 川上正道 上掲書 P 109

(8) 講座「家族」第7巻 弘文堂 P 117-20

(9) 社会保障研究所編「現代の福祉政策」東大出版会 P 156-58

(10) 「日本福祉年鑑」昭和52年版 P 415

(11) 社会保障研究所編 上掲書 P 162-63

〔二〕

鹿児島県民生労働部は「社会福祉総合調査」を、昭和47年8月(以下「47調」という)と、昭和50年11月(以下「50調」という)の二回実施し、その結果をそれぞれ48年と51年にまとめた。これは老人、身体障害児者、精神薄弱児者、母子世帯等にわたる実態調査である。しかし、ここでは老人の実態調査結果だけに限って「50調」を中心に、その要点をとりあげ若干の所見を述べることにする。「50調」の場合は、65才以上の194,345人(昭和50年国調20%抽出結果)のうち、在宅者老人の186,690人が基本数となっている。

(1) 世帯分類

「ひとり暮らし」「配偶者と2人きり」「家族と同居」「その他」という世帯分類では、「家族と同居」の老人が「47調」で約半数なのに対して、「50調」では9%がた減少して40.2%となっている。減少の理由を比率構成でみると、「50調」では「配偶者と2人だけ」と「その他」という老

人が、それぞれ約5%増加したことによる。

そこで、「ひとり暮らし」と「配偶者と2人だけ」の世帯についてだけみたのが、第8表である。これらの世帯は、生活構造のてんからして弱く、それが昭和50年で老人全体の半数以上の約10万人をしめているのであって、所得保障制度などの立ちおくれのもとでは、見過されない問題である。

第8表 「ひとり暮らし」「配偶者と2人だけ」世帯

区 分	ひ と り 暮 し		配 偶 者 と 2 人 だ け		計 (%)
	実 数	%	実 数	%	
「47調」	31,490人	17.6	55,297人	30.9	48.5
「50調」	30,080	16.1	67,152	36.0	52.1

「47調」および「50調」より作製

本県の場合、高年令人口の世帯構造の大まかなタイプとしては、「子どもと同居」型と「配偶者と2人だけ」などの別居型とが共存するカタチが現在の状況である。これは全国的にみても大体同じようなことが言え、かつ資料⁽¹⁾などによると60才以上の有配偶率は増大しつづけている。一般に、高令者有配偶率の増大は「配偶者と2人だけ」という高令独立世帯の増大を予測させるだけに、本県でも「配偶者と2人だけ」世帯の今後の動向が注目されるのである。また、「50調」で「ひとり暮らし」老人が全体の16.1%と、全国平均（昭和48年現在6%）にくらべて高率であること、さらに「ひとり暮らし」老人の男女別割合では、女が83%と圧倒的に高率であることなども、あわせて注目されねばならないだろう。というのは、男女の平均寿命の伸びに伴い、高令女性の有配偶率も増大する傾向にあるとしても、それでも最近の資料⁽²⁾についてみると、65才～69才では女の有配偶率は約50%に落ちてくるのである。いづれにしても、高年令女性と世帯構造との関係は、本県においても今後重要な関心の一つであると考えられる。

(2) 「世帯の暮しむき」「老人の生計維持状況」

「50調」で老人世帯の課税状況をみると、所得税の課税されている世帯は全体の13.3%で、残りの87%近くの老人（約16万人）は、所得税非課税もしくは生活保護世帯などの低所得世帯に属しているのである。

(イ) つぎに、「老人の生計維持の主たる収入源」をみたのが第9表である。この表で、主たる収入源を「自分で働いている」「恩給年金」「財産貯金」によって得ている老人達をば、老後生活を主として自分達の収入で維持している人達と考え、これを「独立収入型」と呼んでおこう。合計すると、全体の56.1%と半数を越えている。

ところで「独立収入型」のうちで、一応もつとも安定していると考えられる「財産貯金」収入型は3%にすぎない。これとて、インフレと生活形態の変化に堪えうる弾力性を、どれ

第9表 生計維持の主たる収入源

総 数	100 (%)	186,690 人
子供たちの援助	36.2	67,539
自分で働いている	28.3	52,911
恩給年金	24.8	46,316
生活保護	5.4	10,024
財産貯金	3.0	5,530
その他	2.3	4,370

「50調」より作製

だけもち合せているか。一般に老令者の私的自立的収入源タイプの減少化傾向は、資本主義社会各国に共通した現象であろうし、逆に「恩給年金」などの社会的な保障への依存傾斜はそれらの国での通則となってきた。この調査でも「47調」から「50調」へと8%も増えている。それにも拘らず、残念ながらこの面での立ち遅れは各種年金の実情をみるまでもなく明らかである。あと残った「自分で働いている」老人たちについてだが、これは「主たる収入源」を自分の働きによっている人達で、なんらかの「仕事についている」老人は総数の41.7%に達する。28.3%の人達の就労の中味については不明だが、決して満足すべきものではないと推察される。

- (ロ) 以上過半数を越える、いわゆる「独立収入型」の老人についてみた。残った「子供達の援助」を主たる収入源とする老人たちは、「47調」での40.3%から「50調」では約4%（実数で約6千人）減少している。考えかたにもよろうが、こんにちの条件下で生活の辻褄をあわせようとする平均的世帯の生活を考えると、老親への経済的援助がこれだけの比率を維持しているのは、あるほのぼのとした感を与えるともみるのは甘いだろうか。しかもこれは老人たちにとっての「主たる収入源」についての調査である。「47調」でのかんたんな要約のなかで、全国傾向（これだけでは、その出所根拠がはっきりしないのだが）とくらべて、子供達の援助により生活している者が少く、反面「自分で働いている」者が多いことをとらえて、本県の子供たちの扶養意識の低下をその原因の一つにあげている。これはどうだろうか。思っても老親への経済援助に十分な手が廻りかねるなど、彼らの相対的扶養能力がどうかをはじめ種々の条件をふくめて考えなければならない問題だと思う。いづれにしても、ただちに本県の子供たちの扶養意識の低下を云々することは、十分説得的でなく適切でもないと考える。（たとえば、扶養能力と扶養意識との間には、どうい関係があるかなどということとは、それはそれとしてまた別の問題であろう）

- (3) 「健康状態」その他

「50調」で、健康状態が「普通」と答えた老人は、全体の約66%(約12万人)と過半数を越えている。「病弱」な老人、約5万7千人(約31%)のうち、身の廻りが自分で全部できる人達を除いた、約2万2千人の老人が、なんらかの程度で他者の手を煩わせて生活している。このなかには、身の廻りのことが「全然できない」人達も含まれている。

「ねたきり」老人は、約6,400人で全体の3.4%にあたり、老人人口にしめるこの比率は、全国平均と大体一致する。そこで「ねたきり」や、身の廻りのことに極めて不自由な人達の実態について、かんたんにまとめておきたい。

- (イ) 「ねたきり」老人のうち、ねたきりの期間が1年以上の人が、「47調」で7割近く、「50調」では約74%(約4,700人)をしめている。そして一旦ねたきり状態になれば、長期化してしまうことが調査上にも現われている。
- (ロ) 「ねたきり」ではないが、先述の「病弱」で身の廻りが自分では「全然できない」人達の約2,800人を「ねたきり」老人に加えると、9千人余りの老人達が、完全に他者の手を煩わせて生活している。
- (ハ) 「ねたきり」老人に、「病弱」でなんらかの程度「身の廻り」の世話を受けている人を加えると3万人に近い数となる。これらの老人達が、誰の世話をうけているかを「50調」でみてみよう。「配偶者」の世話が32%、「子又は子の配偶者」の世話が57.4%で、これらに「その他の親族」の世話を合計すると約94%となり、圧倒的に家族員および近親者が身の廻りの世話にあたっていることがわかる。世話にあたっている人達を、「配偶者」「子又は子の配偶者」「その他」に分けるならば、大体において「配偶者」→3割、「子又は子の配偶者」→6割、「その他」→1割と考えてよい。これからみても、日常的な身の廻りの世話にあたる人達の大半が、間違いなく女性であるだろう。
- (ニ) 女性の担う、こうした面での仕事は、他の方面での役割とともに評価されなければならないと考える。しかし、同時に「訪問看護制度」をはじめとする福祉サービスの充実した援助がなければ、「ねたきり」老人など長期にわたる身の廻りの世話を1人で引受ける主婦は、彼女自らが力つきてしまうことを知るべきである。サービスの充実した援助が、こうした面での女性の役割評価の具体的実現なのである。
- (ホ) なお、比較的最近の「老親扶養に関する調査」⁽³⁾のうちの「女子における老親の世話に関する意識」調査の結果をみても、自分たち肉親による世話を当然と考えている者が45.1%と多いが、同時にまた子供の力が及ばないときなど、社会あるいは社会保障制度などへの期待が54.0%と非常に大きいことを示している。ついでに少し古い調査だが、全国社会福祉協議会「ねたきり老人実態調査」(昭和43年)によると、「ねたきり老人のおもな看病人」は、男の場合は「配偶者」が50.1%、女の場合は「嫁」が60.6%となっている。

(ハ) これらの老人たちのうち、家庭奉仕員の世話になっている人達は、「50調」で約 800人(2.8%)と少い。家庭奉仕員の派遣を希望する老人たちが、このほかに約 2,200人いる。この人たちを「派遣基準」などでの判定結果で選別して、新たに家庭奉仕員の派遣が必要とされる人を 600人に絞っている。したがって現在の人員を加えると、約 1,400人の老人が派遣奉仕員の対象となる。

(ト) これに対して、県の昭和50年度(見込)の「ねたきり老人」への家庭奉仕員は、371人(パート56人を含む)となっている。家庭奉仕員のこの数は、全国都道府県のそれと比較すれば、北海道、東京都を除くと全国府県のなかで最も多い人員である。⁽⁴⁾この努力は評価されなければならない。しかし、たとえば一つの指標として、65才以上の高令者のみの普通世帯に対する家庭奉仕員の割合からみると、本県は 0.5%で全国都道府県では低い部類に属し、九州7県のうちでも宮崎県と肩を並べて一番低い方である。⁽⁵⁾また先述のとおり普通世帯に対する高令者のみの普通世帯の割合の全国最高、派遣基準など関係のふかい本県の生活被保護世帯における「高令者世帯」の高い割合や新たな奉仕員派遣対象等を勧案すると、この奉仕員数も満足すべきものではない。家庭奉仕員一般について附言すると、現在家庭奉仕事業は老人家庭のほかに、身体障害者や心身障害児などの家庭の奉仕事業が一体となって実施されていると思うが、なかでも老人家庭奉仕員の派遣事業はもっとも古く、「老人福祉法」制定以前に溯るとされている。⁽⁶⁾こうした心身病弱障害の人達に対する家庭奉仕事業は、居宅サービスとして最も重要であるという考え方が支配的になっているこんにち、本県の実情としては、老人家庭だけでなく家庭奉仕員の問題は当面おざりにできない福祉事業の一つであると考ええる。

(チ) もう一度「ねたきり老人」家庭への奉仕員派遣状況を例にあげて具体的にみると、「常勤」の奉仕員では昭和47年から51年(計画)の5年間で78人の増、「非常勤」で3人の増にとどまっている。そこで一般に家庭奉仕員の増員問題については、直ちに抜本的な改善措置が望めないとすれば、財政負担をも考慮して、さしあたって「常勤」奉仕員を中核にしながら、「非常勤」の奉仕員を思いきって多く配置するなどの方法に踏みきるべきではないかと考える。

奉仕員派遣事業についてのもう一つの問題は、増員という量の問題のほかに(もちろんそれと結局かかわってくるが)、運営面での経済的な上限の制限がつけられ、低所得者だけにその対象が限定されているてんであろう。既述の、派遣を希望する人たち約 2,200人を約4分の1近くに絞ったのも、派遣基準というおそらくこうした制限のためであらう。奉仕員の派遣希望のごときニーズは、低所得者層だけのニーズを越えて拡大してきていることをも、この数字は示していると云える。こういういわば質的制限の緩和ということに伴って、いわゆる受益者負担の問題が当然おこってくるだろう。

(4) 「生きがい」

老人が、余生の「生きがい」を何に見出しているかをみたもので、第10表のとおりである。全体としての「生きがい」の第1位は「家族のこと」であって、他を大きく引き離しており(38.0%), ついで「信仰」「交友」などの順となっている。調査結果から感じたことを少しあげておく。

第10表 老人の生きがい(構成比)

区 分	家族のこと	職業仕事	信 仰	趣味娯楽	社会奉仕	交 友	その他	計(%)	
総 数	38.0	11.6	16.2	11.8	1.3	15.1	6.0	100	
健康状態	普 通	37.8	15.5	13.8	12.1	1.6	14.2	5.0	100
	病 弱	38.1	4.6	20.4	11.6	0.7	17.1	7.5	100
	ねたきり	39.8	1.2	25.7	7.3	0.3	12.7	13.0	100
年令階層	65才～69才	38.0	17.5	12.3	12.0	1.6	13.4	5.2	100
	70～74	37.6	11.9	15.8	12.2	1.4	15.3	5.8	100
	75～79	37.7	7.5	19.1	11.7	1.2	16.5	6.3	100
	80～	38.6	3.7	21.9	10.7	0.7	16.7	7.7	100

「50調」より作製

- (イ) 「家族のこと」や「趣味娯楽」「交友」に生きがいを求める割合は(「ねたきり」の人に、少なくなるのがあるのは当然として別にすれば),健康状態や年令別による変化があまり見られず、これらが老人に共通したものとして現われている。ことに「家族のこと」が、全体として高率であり、これは老令者の人間自然のすがたを示すものでもあろう。つぎに、「交友」「趣味娯楽」が一貫して比較的高率である。この二つは、全く無関係の場合もあるだろうが、両者が互いに媒介しあうかたちで結びつく場合のあることも考えられる。だが、「生きがい」として、ほんとに地についた「交友」や「趣味娯楽」というものを、老境に入ってから獲得するということは、ある意味では困難なことではなかろうかという感想も湧いてくる。というのは、「趣味娯楽」「交友」など、一般に心理的人間関係的、或いは精神的余暇的な領域での、充実した晩年への準備と積みあげは、すでに遠く青春時代に始まっているとも考えられるからである。
- (ハ) 「職業や仕事」に生きがいを求める割合が(「ねたきり」や「病弱」での当然の激減を別にすれば)65才～69才では、17.5%と「家族のこと」に次ぐ高率を示していることは注目しなければならない。「職業や仕事」への執着もしくは熱意の現われとみななければならないからである。

ところで生産年令人口という場合の年令の区分は、文明国では15～64才をとるのが普通になっていると思う。その生産年令人口のうちから非労働力人口を除いたもの、すなわち現に労働市場に現われて収入を得ているか、もしくは働らく意志のある者をも含めて労働力人口

とっている。ところがわが国の場合、西欧諸国にくらべて65才以上の就業率が非常に高いとされている。おそらくその理由の相当部分は、生活維持の上で働かねばならない事情があるからである。その根本には、年金制度の未成熟や定年年令と老令年金受給年令との間のギャップの存在など、いろいろの原因が伏在しているのであろう。したがって、問題の処理解決は社会福祉協議会や老人クラブ連合会などが行っている、社会福祉面からする高令者職業紹介事業などのような、限られた局面での処理だけに任されるべき問題ではない。

それはともかく、第10表にみるとおり70才台の半ばを境にして、「職業や仕事」への生きがい意識が急激に低下するようすが、この調査で示されている。このことを逆の面からみると、70才台の半ばまではできれば働きたい、少くとも60才台までは働きたい、働かねばならないという主観的または客観的な状況がそこに示されているとみることができるだろう。

(5) 「老人ホーム」への動向

養護老人ホーム、特別養護老人ホームおよび軽費老人ホームなどへの入所希望動向についてかんたんにみると、これら施設への入所希望者は、在宅老人全体の約5%にあたる9,200人である。のこりが「はいる必要がない」と「はいたりたくない」となっている。

ところで、昭和50年現在のこれらの福祉施設の実施状況は第11表のとおりであって、ここ数年実施の伸びは鈍っている。これに対して、入所希望者9,200人の内訳で「すぐ入りたい」という緊急性の希望をもつ老人たちが600名もいる。残りの8,600名が「そのうち入りたい」とい

第11表 老人福祉施設実施状況(昭50年)

区 分	養護老ホーム	特養老ホーム	軽費老ホーム (含A・B型)	計
施 設 数	37ヶ所	30ヶ所	4ヶ所	71ヶ所
収容人員	2,145人	1,675人	230人	4,050人

県民生労働部「民生労働行政のあらまし」昭51年

う人達である。これら緊急および将来希望をもつ人達を、入所基準などの判定でおよそ2,200人(希望者全体の約4分の1)に選別している。しかるに県の51年度計画では、第11表の3施設の創設、増築による増員は合計で260人が予定されているにすぎない。この表だけでは(収容人員は定員数であろう)これら施設の実際の収容状況は不明であるが、かりにこのテンポでもって単純計算すると、老いさき短かい老人たちを10年近くも空しく待たせるということにもなりかねない。収容ケア時代から在宅ケア時代へということが云われて年月もたつが、それにしても実情はこうであって、収容施設面でも手を抜くわけにいかないのである。家族同居でのケアか、それとも施設収容かという問題は、それぞれのおかれた事情や条件によって選択されるべき問題であろう。

嘉野：鹿児島県の老人問題

[論文受理 1977.9.24]

- (1) 「厚生白書」昭51年版 P. 18
- (2) 上掲書 P. 16
- (3) 上掲書 P. 81
- (4) 「日本福祉年鑑」昭52年版
- (5) 上掲書
- (6) 昭和31年の長野県における「家庭養護婦派遣事」がはじまりとされている。